

海外における子供のベランダからの転落事故¹

目次

第1	事故情報	2
1	事故件数	2
2	事故事例	4
3	事故の分析（フランス）	5
第2	転落事故防止のための手すりの安全基準等（隙間、高さ、デザイン）	7
1	アメリカ合衆国	7
2	イギリス	7
3	フランス	7
4	シンガポール	9
5	韓国	9
6	オーストラリア	10
7	中国	10
第3	事故防止のための啓発活動等	11
1	アメリカ合衆国	11
2	イギリス	11
3	フランス	12
4	韓国	14
5	オーストラリア	15

¹ 本章は、一般社団法人自治体国際化協会の調査結果（平成29年6月）をまとめたものである。

第1 事故情報

1 事故件数

国名	期間	年齢	件数	備考
アメリカ 合衆国	2016年 (1年間)	1か月から 5歳まで	受診件数：392 死亡件数：1	NEISSによる検索結果 ² 。 医療受診件数の米国全体 推計数は、12,224件。
イギリス	2010年から 2015年まで (6年間)	1歳未満	死亡件数：6	イギリス国家統計局による、 子供の落下による死亡 件数 ³ 。どこからの落下 によるものかは触れられ ていない。
		1歳から 4歳まで	死亡件数：14	
		5歳から 14歳まで	死亡件数：20	
イギリス	2002年から 2005年まで (4年間)	5歳未満	死亡件数：10	イギリス国家統計局による、 建物及び構造物からの 落下による死亡件数 ⁴ 。 バルコニー、橋、屋根、 床、窓からの落下が含ま れる。
		5歳から 14歳まで	死亡件数：13	
イギリス	2009年9月から 2010年2月まで	6歳未満	入院又は 死亡件数：6	CMACEによる、落下に よる頭部のけがにより治 療又は入院した子供につ いて調査 ⁵ 。
フランス ⁶	2005年	15歳未満	事故件数：13	対象地域は IdF
	2006年	15歳未満	事故件数：20	対象地域は IdF、NPdC、 Paca
	2013年	15歳未満	事故件数：21	

²消費者製品安全委員会（CPSC）では、「National Electronic Injury Surveillance System（NEISS）」を提供しており、全国の病院から商品事故に起因する怪我で救急に来院した事例を収集し、全米での件数を推計している。本件数は、NEISSを使用し「バルコニー」に関する条件で検索したものである。

³イギリス国家統計局による、イングランド及びウェールズにおける2010年から2015年までの死亡届件数のうち、14歳以下の子供の落下による死亡届件数

⁴イギリス国家統計局による、2002年から2005年までの建物及び構造物からの落下による怪我に起因した死亡件数。統計については2006年以降更新されていない。

⁵CMACE(Centre for Maternal and Child Enquires)では、イングランド、ウェールズ、北アイルランド、チャンネル諸島にある病院の90%からデータを収集し、落下による頭部の怪我により治療又は入院した子供について調査を行った。2009年9月から2010年2月までに頭部の怪我が原因で入院、及び搬送中又は現場で死亡した6歳未満の子供について、CTスキャンを行った1,775件のうち、建物からの落下によるものは51件で、このうちバルコニーは6件だった。

⁶フランス公衆衛生監視研究所（InVS: Institut de veille sanitaire）は2005年にイル＝ド＝フランス州、2006年と2013年にイル＝ド＝フランス州（IdF）、旧ノール＝パ＝ド＝カレ州（NPdC）、プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール州（Paca）を対象に、15歳未満の子供のベランダ・バルコニー・窓等からの転落事故に関する調査を行った。発生した事故の実態は、救急隊や医療機関から報告されている。

国名	期間	年齢	件数	備考
シンガポール	2013年から 2015年まで (3年間)	1歳未満	死亡件数：1	入国管理庁 ⁷ の年別死因統計。落下（転ぶ等も含む）が原因で死亡した人数。
		2歳	死亡件数：1	
		3歳	死亡件数：1	
		4歳	死亡件数：2	
		5歳から 9歳まで	死亡件数：5	
		10歳から 19歳まで	死亡件数：7	
韓国	2010年1月から 2010年2月まで	14歳以下	事故件数：2 (うち死亡：0)	韓国消費者院（傷害情報チーム）による「家庭内での子供の安全事故種別実態調査」 ⁸ 。
	2014年から 2016年まで (3年間)	14歳以下	事故件数：24 (うち死亡：1)	韓国消費者院（傷害情報チーム）への問合せ。
オーストラリア ⁹	2015年	4歳以下	事故件数：5以下	対象地域：ビクトリア州。モナシュ大学ビクトリア州傷害監視部への問合せ。
	2002年から 2012年まで (11年間)	4歳以下	事故件数：381	対象地域：クイーンズランド州。クイーンズランド州傷害監視部への問合せ。

⁷ 入国管理庁 (Immigration & Checkpoints Authority) は、シンガポール内務省 (MHA: Ministry of Home Affairs) 管下の法定機関。シンガポールの国境におけるヒトとモノの取り締まりを主な業務とする。また、渡航査証や国民の身分証明カードの発行、外国人の移民許可なども行う。

⁸ 2010年4月に韓国公正取引委員会の所属機関である韓国消費者院（傷害チーム）により発表された「家庭内での子供の安全事故種別実態調査」。この調査は、消費者傷害監視システム (CISS) を通じて報告された事故 1,805 件について分析されたもので、バランダでの事故は 14 件あり、このうち転落は 2 件であった。CISS は消費者基本法に基づき、全国の 62 の病院、18 の消防署などの期間と消費者相談センター等を通じて受信される傷害情報を収集し分析・評価するシステムである。

⁹ オーストラリアでは、医療に関しては各州が権限を有しているため、連邦政府保健福祉局 (Australian Institute of Health and Welfare) は件数データを把握していない。そのため、過去に統計データの提供に協力してくれた各州の担当部署に問い合わせを行った。なお、各州における事故件数の集計状況は一律ではなく、また、死亡事故・重症事故等に区分した統計を行っていなかったことから、各州において提供可能な最新情報によりまとめた。ビクトリア州は、人口約 610 万人。クイーンズランド州は、人口約 486 万人。

2 事故事例

	年月	年齢	危害程度	事故の内容
フランス ¹⁰	2009年 8月	1歳半	重篤	1歳半の男の子が2人の兄と一緒にいたところ、バルコニーの柵の間をすり抜け2階から転落した。(頭蓋骨骨折で重篤)
	2009年 8月	3歳		3歳の女の子が姉と一緒に7階バルコニーにいたところ、帰宅した母親の姿を見ようとして転落。バルコニーにあった椅子に上ったことが引き金となっている。当時アパート内には祖母と叔父がいた。地面に転落する前に落ちた椰子の木がクッションとなり一命をとりとめた。(頭部の負傷)
	2009年 8月	1歳 2か月		14ヶ月の男の子がバルコニーに父親といたところ、目隠しパネル及び手すり壁の下部にある柵をくぐりぬけ3階から転落(頭部強打・重度の後遺症)
シンガポール	2011年	6歳	死亡	5階建ての建物より転落し、頭部損傷により死亡。事故当時、室内には男児一人で、窓の鍵が閉まっていなかった。
	2011年	3歳	死亡	13階のバルコニーから転落し、死亡。事故当時、両親は不在でメイドと二人だった。
	2012年	2歳	死亡	コンドミニアム4階のバルコニーより転落し、頭部損傷により死亡。
	2013年	1歳 9か月	死亡	バルコニー4階から転落し、死亡。
	2013年	6歳		6階建て建物より転落。幸い命には別状なし。事故当時、室内には女児一人であった。
	2015年	3歳	重症	6階建て建物より転落し、重傷。
	2015年	4歳	死亡	9階の主寝室の窓より転落し、死亡。事故当時、室内には男児一人であった。窓からの転落防止のための格子を設置予定ではあったが、間に合わなかった。
2016年	3歳	死亡	4階より転落し、24日後に死亡。事故当時、室内には女児一人であった。	
韓国 ¹¹	2015年 9月	2歳	死亡	満2歳女児は、マンションのベランダテーブルで遊んでいて窓の外に落ちて死亡した。
中国 ¹²	2017年 5月	3歳		3歳男児が10階から転落した。5階の雨よけに落ちたおかげで命は助かった。
	2017年 5月	2歳	死亡	2歳女児が両親とマンションを見学しているときに10階から転落し死亡した。安全防止柵の一部にガラスがつけられていないため、そこから落ちて死亡した。
	2017年 5月	5歳		5歳児が22階から20階の雨よけに落ちた。住民の一人が、大声で呼び掛けて救助を求めた。
	2017年 5月	2歳		市民の家の監視カメラに、2歳児が、3階から転落し、通過中の女子学生が、手を伸ばして掴もうとしたが掴めず、電動自転車の後部に落下した様子が映っていた。

¹⁰独立行政機関フランス消費者安全委員会 (Commission de la sécurité des consommateurs) が2010年にまとめた「窓・バルコニー等の安全に関する追跡意見書」の中で、2009年に発生した子供の転落事故の新聞報道をまとめている。

¹¹ 2016年6月に韓国消費者院(傷害情報チーム)により発表された「子供の安全事故の動向分析」

¹² ベランダ等からの子供の転落事故を扱った記事(2017年5月14日「幼童墜落阳台事件频发 调查:八成受访者安装护栏」(雲南網))

3 事故の分析（フランス）

フランス公衆衛生監視研究所（InVS : Institut de veille sanitaire）は 2005 年にイル＝ド＝フランス州、2006 年と 2013 年にイル＝ド＝フランス州、旧ノール＝パ＝ド＝カレ州、プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール州を対象に、15 歳未満の子供のベランダ・バルコニー・窓等からの転落事故に関する調査を行った。

表 窓等開口部からの 15 歳未満の子供の転落事故¹³

内訳	2005年 IdF のみ	2006年 IdF, NPdC, Paca	2013年 IdF, NPdC, Paca	合計
転落事故件数 発生率 (15歳未満人口100 000人あ たりの事故数)	67 2,8	106 2,6	76 1,9	249 2,4
性別	(n=67)	(n=106)	(n=76)	(n=249)
男	72 %	71 %	70 %	71 %
女	28 %	29 %	30 %	26 %
平均年齢 年齢の中央値	5 才 4 才	5 才 4 才	6 才 4 才	5 才 4 才
住居タイプ	(n=49)	(n=58)	(n=46)	(n=153)
一戸建て	12 %	10 %	17 %	13 %
アパート・マンション	43 %	34 %	41 %	39 %
低家賃住宅	37 %	48 %	39 %	42 %
その他	8 %	7 %	2 %	6 %
開口部	(n=65)	(n=98)	(n=70)	(n=233)
窓からの転落	65 %	53 %	57 %	57 %
ベランダ・バルコニーからの転落	20 %	20 %	30 %	23 %
屋根からの転落	0 %	15 %	4 %	8 %
その他	15 %	12 %	9 %	12 %
転落防止構造物の存在	(n=53) 32 %	(n=85) 46 %	(n=59) 49 %	(n=197) 43 %
事故発生の状況	(n=58)	(n=96)	(n=72)	(n=226)
子供が1人きり	21 %	10 %	11 %	12 %
1人きりではない :	79 %	90 %	89 %	88 %
- 大人がいた	87 %	88 %	92 %	87 %
- 15歳未満の他の子どもがいた	13 %	12 %	8 %	13 %
転落の高さの平均 (m)	8 m (n=67)	7 m (n=106)	8 m (n=76)	7 m (n=249)
事故の重篤度	(n=67)	(n=101)	(n=62)	(n=230)
死亡	7	10	9	26
後遺症	8	19	8	35
うち重度	3	7	4	14
後遺症なし	52	72	45	169

¹³出典：フランス公衆衛生。注1）IdF はイル＝ド＝フランス州、NPdC はノール＝パ＝ド＝カレ州、Paca はプロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール州を指す。注2）n は回答数を指す。事故件数n と内訳項目のn は、「住居タイプ」「転落の高さの平均」以外の項目で異なっている。これは、項目によって無回答のものがあるためと思われる。

最新調査である 2013 年調査は、同年 3 月 15 日から 10 月 15 日の 7 ヶ月間実施されている。2013 年、15 歳未満の子供の転落事故は合計で 76 件発生している。6 歳未満の子供が主に犠牲になっており（全体の 62%）、7 割が男児である。

(1) 時期・時間帯

転落事故の発生は 7 月が最も多かった。（全体の 25%にあたる 19 件）また時間帯としては、夜中の 1 時から 23 時までと広範囲であるが、半数以上（全体の 57%にあたる 43 件）が 16 時から 20 時の時間帯であった。

(2) 転落場所・経緯

年齢とどの開口部からの転落かという問題には相関関係があったとされる。6 歳未満ではベランダ・バルコニー（39%）、掃き出し窓（32%）、それ以外の窓（23%）からの転落が大多数を占めるが、6 歳以上では掃き出し窓（38%）の他に、天窓やロフトなどその他（27%）からの転落がみられる。

また、35 件については、転落の経緯が報告されている。18 件(52%)で、何らかの家具（椅子、ソファ、ベッド、厚みのあるクッション、たんす、プランター等）が開口部の下部に置かれていた。11 人が手すり壁や開口部によじのぼり転落し、6 人は身を乗り出したことにより転落に至った。

転落事故のうち 49%において、建物は転落防止構造物（手すり壁、手すり）を備えていた。住居内に大人がいたのは転落事故 82%。大人がいても状況によっていつでも事故が起こりうることを証明している。

9 人が死亡し（12%）、8 人に後遺症が残り（うち 1 人は重度の障害）、2 人は脳死状態となった。

過去 3 か年の比較調査で、特筆すべき差異は見られないが、イル＝ド＝フランス州においては、事故件数が 2006 年に 64 件、2013 年に 51 件と減少している。

第2 転落事故防止のための手すりの安全基準等（隙間、高さ、デザイン）

1 アメリカ合衆国

ISO（国際標準化機構）の国際標準は推奨であり、州はこれらの国際標準を受け入れる義務はないが、大半の州が個々の状況に応じて修正した上で ISO の国際標準を採用している。

2 イギリス

(1) 建築基準法（建物の柵についての実施規則）¹⁴

イギリスでは、建物からの落下防止のための建築規制があり、その多くは建築基準法（building code BS6180（建物の柵についての実施規則））素材や強度などについても規定されているが、ベランダ等からの転落防止に関する手すりの隙間、高さ、デザインについては以下のとおりである。

表 イギリスの建築基準

隙 間	・直径 100mm の球が柵の隙間を通らないこと
手すりの高さ	・床面から 1.1m以上
デ ザ イ ン	・子供が簡単に登れないように設計すること

3 フランス

(1) 建築・住宅法典（Code de la construction et de l'habitation）R111-15 条

基本法令に相当し、法的拘束力がある。新建築物（1955 年建築以降）の住宅の 2 階以上にあるベランダ等の手すりについて規定されている。

表 フランスの建築・住宅法典

手すり（転落防止構成材）の 高さ	・腰壁が 0.9m未満の高さの場合 床から 1m以上 ・腰壁が 0.9m以上の高さの場合 床から 0.9m以上 ・手すり壁の厚みが 50cm 未満の場合 床から 1m以上 ・手すり壁の厚みが 50cm 以上の場合 床から 0.8m以上
---------------------	--

¹⁴ https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/8393/2077370.pdf
<http://www.healthsafetynews.co.uk/entries/guidance/how-to-ensure-your-balustrade-installation-is-up-to-code-according-to-uk-regulations>
<https://www.balconette.co.uk/glass-balustrade/articles/railing-balustrade-types-usages-and-legal-requirements>
<https://www.pilkington.com/resources/brstairsrampsandbarrierspdf.pdf>

(2) NFP 01-012 規格「手すり壁の寸法 - 手すり壁及び階段手すりの寸法に関する安全規則」(1988年7月付)¹⁵

本規格は、建築・住宅法典 R111-15 条を補完するものである。住宅以外にも、事務所、商業施設、学校等の公共施設を適用範囲とする。ベランダ等の手すりの隙間、高さについては以下のとおりである。

表 フランスの NFP 01-012 規格

隙間	<ul style="list-style-type: none"> ・縦の棧の間隔は 11cm 以内 ・横の棧の間隔は、0.45m未満の高さにあるときは、11cm 以内 0.45m以上の高さにあるときは、18cm 以内 ・装飾加工の手すりの隙間は、11 cm×25cm×11 cmのサイズの物体がどのような向きでも通らないような寸法
手すりの高さ	・足元（床面）から 0.8m～1 m以上（手すり壁の厚みにより異なる）

手すり壁の厚み(mm)		200未満	250	300	350	400	450	500	550	600以上
手すりの高さ (mm)	住宅	1000	975	950	925	900	850	800	800	800
	その他	1000	975	950	925	900	850	800	750	700

(3) 都市計画・住宅省通達（1982年12月13日付）

住宅以外の既存建築物に住居を新たに設ける場合の工事や、既存住宅の改良・改修工事に関し、施工の品質及び安全対策の観点で専門業者を指導する文書である。ベランダ等の手すりの高さの規定は以下のとおりである。

表 フランスの都市計画・住宅省通達

手すりの高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・床面から 1 m以上 (規格 NFP01-012 の寸法の規定を守ることが推奨) ※美観の統一を必要とするファサード¹⁶の一部の手すり壁を交換するときは、従前のものと同じの手すり壁で置き換える。
--------	--

¹⁵ NFP01-012 規格の適合試験方法を定めた規格には NFP 01-013 「手すり壁の試験—手法と基準」がある。

¹⁶ 建物の正面部分

(4) 子供の受け入れ施設に対するその他の自主基準

消費者安全委員会の2010年意見書によれば、国民教育省は幼稚園における手すり壁の高さを1.3mとしているようである。

自治体の中には、Herault 県など、ベランダ等の手すり壁は1.5m以上とするところもあるなど、自主基準を設けているところもあるようである。

4 シンガポール

(1) 公営住宅技術的要件

住宅開発庁¹⁷ (Housing & Development Board) が、公営住宅の開発業者向けに発行している技術的要件 (General Technical Requirements) では、ベランダ等の手すりの隙間、デザインについて以下のことが規定されている。

表 シンガポール公営住宅技術的要件

隙 間	・ 100mm を越えてはならない
デ ザ イ ン	・ 水平的な手すりなど、登ることが容易なデザインにしてはならない

5 韓国

(1) 建築法施行令

住宅の2階以上にあるベランダ等の手すりの高さについて、以下のことが規定されている。

表 韓国の建築法施行令

手すりの高さ	・ 1.2m以上
--------	----------

(2) 住宅建設基準等に関する規定

住宅団地内の建築物や屋外に設置する手すりについて、材料や構造の他に、以下のことが規定されている。

表 韓国の住宅建設基準等に関する規定

隙 間	・ 内寸 10cm 以下
手すりの高さ	・ 床面から 1.2m以上

¹⁷ シンガポール国家開発省 (MND : Ministry of National Development) 管下の法定機関。1960年、当時の深刻な住宅不足を解決し住宅基盤を整備するために組織された。シンガポール国民を対象とする公団住宅 (HDB) ゆえ、外国人は居住することは可能だが、購入は出来ない。HDBの居住に民族ごとの割り当て枠がある。これにより、孤立した民族居住区 (エスニック・コミュニティ) が出来ることを阻止し、各民族が交流し融合することを目指している。

6 オーストラリア

(1) 法的な建築基準

オーストラリアでは、National Construction Codeにより国内の新築物件に適用される建築基準が規定されている¹⁸。国内各州及び特別地域の法令により法的効果が与えられており、オーストラリア国内全域で適用されている。

表 オーストラリアの民用建築設計通則

隙 間	・ 12.5mmの球形物が通り抜けることができない幅
手すりの高さ	・ 100cm以上
デザイン	・ 地面から4m以上の高さのフロアにおいては、当該柵の15cmから76cmの高さのところに足がかりとなるような水平な（または水平に近い）部品の取り付け等をしてはならない

7 中国

(1) 民用建築設計通則

表 中国の民用建築設計通則

隙 間	・ 0.1m以下（手すりから地面の間） ・ 0.11m以下（縦の棧）
手すりの高さ	・ 高さが24m以下の場合 1.05m以上 ・ 高さが24m以上の場合 1.1m以上
デザイン	・ 住宅、保育園、幼稚園、小中学校等の子供が活動する場所では、手すりに子供が登ることができないような設計にしなければならない

¹⁸ オーストラリア建築基準委員会（Australian Building Cord Board）が所管。

第3 事故防止のための啓発活動等

1 アメリカ合衆国

一般的に、州や関係団体が建物の上階の窓や、バルコニーの近くで子供たちの活動に関する危険性について警告するために、リーフレット、パンフレット等を提供している¹⁹。

2 イギリス

イギリスの主な子供の転落防止策として、子供に対する監督不行届に関する法律及びガイドラインが挙げられる。

(1) 法律

イギリスの法律では、子供を危険のある場所で一人にしておいてはいけない²¹。なお、子供を一人にすることの妥当性と子供の成熟度合については親の判断が求められ、具体的な年齢については触れられていない。

1993 年青少年法²²では、親の目の届かないところで子供を不必要な苦痛や怪我の原因となるような状況にしておくとして起訴されうるとしている。

(2) ガイドライン (NSPCC (英国児童虐待防止協会))

NSPCC (National Society for the Prevention of Cruelty to Children (英国児童虐待防止協会)) は英国での児童福祉をけん引しており、虐待の危険から子供たちを保護する法的権限を持つ英国唯一の児童福祉団体である²³。

NSPCC による子供の留守番に対するガイドラインと助言は下記のとおりである。

- ・ 赤ん坊、幼児、低年齢の子供を一人にしておいてはいけない。
- ・ 12 歳未満の子供は一般的に危険に対処するには未熟であり、長時間一人にしておくべきではない。
- ・ 16 歳未満の子供を一晩一人にしておいてはいけない。
- ・ 親や保護者は子供を危険のある場所に放置したと判断された場合、育児放棄として起訴されうる。

(3) 安全装置に関する助言 (CAPT、RoSPA (イギリス王立事故防止協会))

CAPT (Child Accident Prevention Trust) は子供の安全について親や保護者に無料で助言する慈善団体であり、子供及び家族と専門家との活動サポート、上級専門職や政策立案者の補助、政府や団体に対して子供の安全に関する助言などの活動

¹⁹ <http://www.mass.gov/eohhs/docs/dph/com-health/injury/window-safety-kids-cant-fly.pdf>

²⁰ https://awwebcdnprd.azureedge.net/-/media/andersenwindows/files/look-out-for-kids/awc120014/lookout_brochure.pdf?modified=20160928182352

²¹ <http://adc.bmj.com/content/archdischild/100/11/1032.full.pdf>

²² https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/8393/2077370.pdf

²³ <https://www.nspcc.org.uk/what-we-do/about-us/organisation-structure/>

を行っている²⁴。

CAPT は法的権限を持っていないが、落下防止のため窓に安全装置を取り付けるよう助言している²⁵。

RoSPA (Royal Society for the Prevention of Accidents (イギリス王立事故防止協会)) は事故防止に関する助言とサービスを提供している慈善団体である²⁶。

CAPT と同様、RoSPA は子供の転落防止のため、2階の窓に安全装置や制限装置を取り付けるよう推奨している。同団体はまた、窓の制限装置について建築基準に規定するよう積極的に進言している。

3 フランス

(1) フランス消費者安全委員会による意見書

フランス消費者安全委員会²⁷は、2005年10月6日及び2010年6月17日に、この問題に関する意見書²⁸を提出している。

ベランダ等からの子供の転落につきまとう大きな課題は、社会全般で問題としての認識度が低いことであると同書では指摘する。

意見書では、主に、公的機関に対しては新築・既築、住宅・非住宅を問わず子供が利用する建物全般を対象にして、一体的かつ統一したベランダ等からの子供の転落防止策を検討・導入することや、それに伴う法整備や財政施策等を求めている。

規格策定機関に対しては、危険防止構造物の高さ基準の簡素化及び安全策自体の強化等、家主や住宅の施工主に対しては自発的な安全策、業者に対しては顧客への啓発活動などを求めている。

また、自治体(県)に対しても、子供関連の施策担当職員への研修や、保育ママ(県の認可事業者として子どもを自宅で預かる)の自宅の安全対策のための財政・技術面での支援の必要性を訴えるとともに、子供に関わる医者、保健衛生福祉関係者にも、子供をもつ家庭への啓発活動を行なうよう求めている。

²⁴ <https://www.capt.org.uk/Pages/Category/services>

²⁵ <https://www.capt.org.uk/falls>

²⁶ <http://www.rospace.com/about/>

²⁷ フランス消費者安全委員会は1983年7月21日法で設置された国の諮問機関である。

²⁸ 2010年の意見書によれば、次の関係者の聴取を行なって意見書をまとめている。手すり壁製造業者 HORIZAL 社、全国建具製造業組合 Union des fabricants de menuiseries extérieures (UFME)、全国不動産業連盟 Fédération Nationale de l'Immobilier (FNAIM)、全国不動産所有者連合 Union Nationale de la Propriété Immobilière (UNPI)、社会福祉住宅機構 Union Sociale pour l'Habitat (USH)、国の公衆衛生総局、等

(2) 啓発活動

ア フランス消費者安全委員会による啓発資料発行（2014年12月）²⁹

この中では次のとおり危険防止のための助言を与えている。

- ・窓が開いているとき、またベランダ・バルコニーには、決して、子供を1人きりにしたり、他の子供や未成年の子にお守りをさせないでください。
- ・小さな子供のいる部屋ではいつでも窓を閉めるようにしてください。
- ・窓等開口部の近くには、決して、家具、椅子、ベッド、おもちゃ箱など子供の足がかりになるようなものは何も置かないでください。
- ・窓には子供の手の届かない高さに、窓扉の開放を11cm未満に制限するあおり止めを取り付けてください。ポリ塩化ビニル製やアルミニウム製の窓の場合は専門業者に取り付けを依頼することをお勧めします。
- ・ベランダ・バルコニーやテラスには、子供の視野をさえぎり乗り越えてみたいという気にさせるような保護柵、壊れやすいネット状の柵やアコーディオンタイプの柵を設置せずに、よじ登りやすいような足がかりのない透明なパネルタイプのものを選んでください。
- ・掃き出し窓と手すり壁の下との間に10cmを超える隙間がある場合は、動かさないタイプの危険防止物を置いて確実にその隙間を塞いでください。

イ 家庭内事故の危険に対する啓発活動の一環での啓発】

ウェブサイト「STOP AUX ACCIDENTS QUOTIDIENS」（日常生活におきうる事故を防止しよう）³⁰の中で、窓等からの転落が起きうるということへの注意喚起及びその対策をビデオで周知している。

ウ フランス住宅公団 Agence nationale de l' Habitat （ANAH）による啓発

主に住宅の施工主に向けて、建物の改修・改良工事にあたり、火災対策などと並んで転落防止対策をとるようにと説明したパンフレットを作成している。具体的な対策としては、次のような記載がある。

- ・1m以上の手すり壁を取り付けること。その際は向こう側が見えるタイプ、柵状であればよじ登りにくい縦柵タイプを優先させ、その柵の間は子供の頭が通り抜けない11cm未満にすることが必要である。
- ・手すり壁や手すりは既定の安全基準を満たすこと。ベランダ・バルコニーの防水工事など、工事の種類によって、基準となる床面の高さに影響を与えることがあ

²⁹ <http://www.securiteconso.org/wp-content/uploads/2014/12/DEFENESTRATION-ENFANT-DEC-20141.pdf>

³⁰ <http://www.stopauxaccidentsquotidiens.fr/La-prevention-en-images/Securite-des-enfants-la-fenetre>

るので、工事が終了した時点で転落防止の基準に住宅を適合させること。

- ・転落の危険性を少なくすることが、危険防止の大原則である。そのために、ベランダ・バルコニーに背の高いプランターやテーブル、イスやケースなど子供がよじ登れるものを置かない。窓・開口部のそばに椅子やテーブルを置かない。開口部のそばに限らず、子供が簡単に持ち運べるような家具類を置かない。親がしっかり子どもを見張ること。

エ INPES の啓発チラシ

国立保健衛生予防啓発研究所 Institut national de prévention et d' éducation pour la santé (INPES)が2種類のチラシを作成し配布している。³¹³²

- ・窓を開けたままにするのは危険です。
- ・開いた窓のそばやベランダ・バルコニーに、子供を決して1人きりにしないでください。
- ・窓の下に家具や物を決して置かないでください。
- ・毎年、窓やベランダ・バルコニーから子供が転落し、死亡したり重症を負っています。

4 韓国

韓国消費者院では、「子供安全ネット」³³に「毎日安全カレンダー」として、子供の安全事故防止のために日々注意すべき情報を掲載している。その一環として窓・ベランダからの転落事故防止のポイントを掲載し、注意喚起を行っており、事故防止のポイントとして以下の点が挙げられている。

- ・ベランダや窓の手すりには、縦格子を必ず設置しなければならない。手すりの高さは手すりが始まる床から少なくとも120cm以上なければならない。子供の体の中心よりも高くななければならない。手すりの縦柵の間隔は、頭が通れば胴体も通るので、頭の大きさよりも狭くする必要がある。一般的に、10cm以下であれば安全と言える。
- ・ベランダや窓の周辺に足がかりになりそうな家具や物を置かないこと。
- ・ベランダや窓の上には何も置かないこと。
- ・ベランダのドアや窓にロックをして、子供が一人でドアを開けることができないよ

³¹ <http://inpes.santepubliquefrance.fr/CFESBases/catalogue/pdf/852.pdf>

³² http://invs.santepubliquefrance.fr/content/download/59489/238975/version/1/file/defenestration_fill_ette.pdf

³³子供の安全総合情報網として、子供たちがインターネットを介して消費生活上発生する可能性のある様々な傷害情報の種類と予防要領を簡単に楽しく学ぶことができるような情報を提供すると共に、教師、両親にも子供の安全事故防止のために必要な安全情報、教材などを提供するサイト。<http://www.isafe.go.kr/children/index.do>

うにすること。

「子供教室」のページには、交通安全、家庭での安全、学校での安全、食品の安全など場面ごとに注意すべき情報を物語及びクイズ形式で掲載しており、階段・ベランダからの転落事故防止については、家庭での安全の一コマとして紹介されている。

5 オーストラリア

ニューサウスウェールズ州では、バルコニーや窓からの子供の転落事故を防ぐ取組として、「Kids Don't Fly」というキャンペーンを行っている。このキャンペーンでは、転落事故防止を呼びかけるポスターの掲載、チラシの配布をはじめ、自宅のバルコニーや窓の安全性に関するチェックリストの提示、転落防止のための安全製品の紹介など、子供の両親や保護者に対する啓発活動を行っている。³⁴

³⁴ <http://www.health.nsw.gov.au/childsafety/Pages/default.aspx>